



損保ジャパン日本興亜

平成26年7月



損保ジャパン

損保ジャパンと日本興亜損保は、関係当局の認可等を前提として、2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

THE



みらいの 積立保険

年金払積立傷害保険 確定型・定額払



将来の不安に対して
今からコツコツ準備!

THE

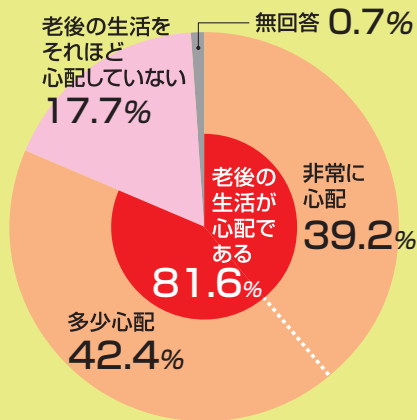


が「つなぎ」

いま、みんなが思っていること。

将来の生活を心配している方は全体の81.6%

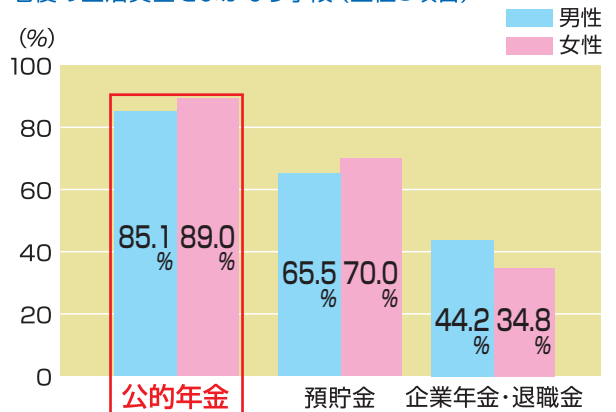
老後の生活への心配 (2人以上の世帯)



金融広報中央委員会「平成25年 家計の金融行動に関する世論調査」

85%以上の方が
将来の生活資金をまかなう手段は
公的年金と考えています。

老後の生活資金をまかなう手段 (上位3項目)

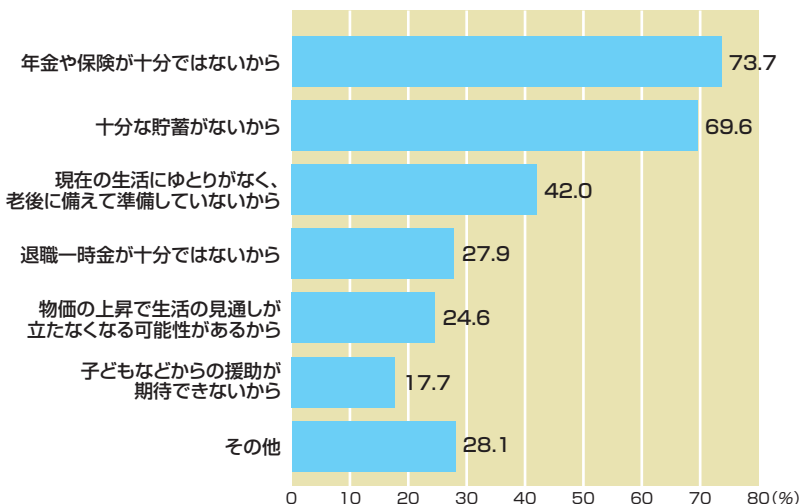


(複数回答可)

生命保険文化センター「平成22年度 生活保障に関する調査」

参考データ

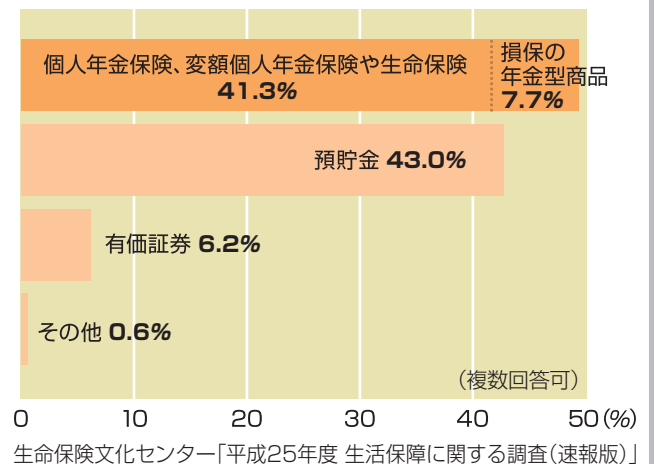
老後の生活を心配している理由



(注) 無回答を除く。複数回答。

金融広報中央委員会「平成25年 家計の金融行動に関する世論調査」

老後保障に対する私的準備状況



(複数回答可)

生命保険文化センター「平成25年度 生活保障に関する調査(速報版)」

「ゆとり」の2つのプランをご提案します。

でも、現実にはキビシイ…

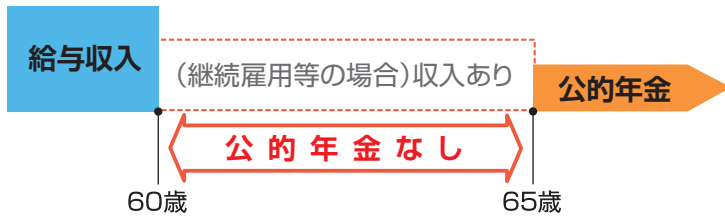
平成25年4月より、厚生年金、共済年金受取開始年齢が60歳から65歳に段階的に引き上げられています！

厚生年金、共済年金受取開始年齢の引き上げにより、将来の生活に大きな影響が考えられます。

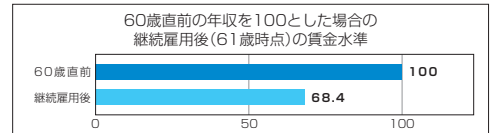
原則として、昭和36年4月2日以降に生まれた男性の会社員の方、昭和41年4月2日以降に生まれた女性の会社員の方、

昭和36年4月2日以降に生まれた公務員の方は、厚生年金、共済年金の受取開始が65歳に引き上げられます。

(例)昭和36年4月2日以降に生まれた男性の会社員の方が60歳で定年を迎えた場合のイメージ



継続雇用制度等により60歳以降もお勤めになったとしても、収入は下がるのが一般的です。



独立行政法人労働政策研究・研修機構
「平成22年 高齢者の雇用・採用に関する調査」

そこで

つなぎ資金プラン

3 ページをご参照ください。

公的年金を受け取る65歳までの間の生活資金を準備したいとお考えの方には「つなぎ資金プラン」をおすすめします。

ゆとりある生活のためには公的年金だけでは十分とはいえません！

1世帯あたり1か月間の収入と支出 (2人以上で、世帯主が65歳以上の無職世帯) (※1)

総支出 約27.0万円	内訳(抜粋): 食料費(62,053円)、 税・社会保険料等(30,130円)、 住居費(15,237円)、光熱・水道費(21,799円)など	プラス ゆとりのための上乗せ資金(※2) 平均約13.4万円
実収入 約22.2万円	(内、公的年金などの 社会保障給付(192,974円))	不足分 約18.2万円

どうする!?

(※1) 総務省「家計調査年報 平成24年」

(※2) 老後ゆとりある生活のために必要と考えられる夫婦2人分の費用をいいます。
生命保険文化センター「平成25年度 生活保障に関する調査(速報版)」

そこで

ゆとり資金プラン

4 ページをご参照ください。

65歳からゆとりある生活を送りたいとお考えの方には「ゆとり資金プラン」をおすすめします。

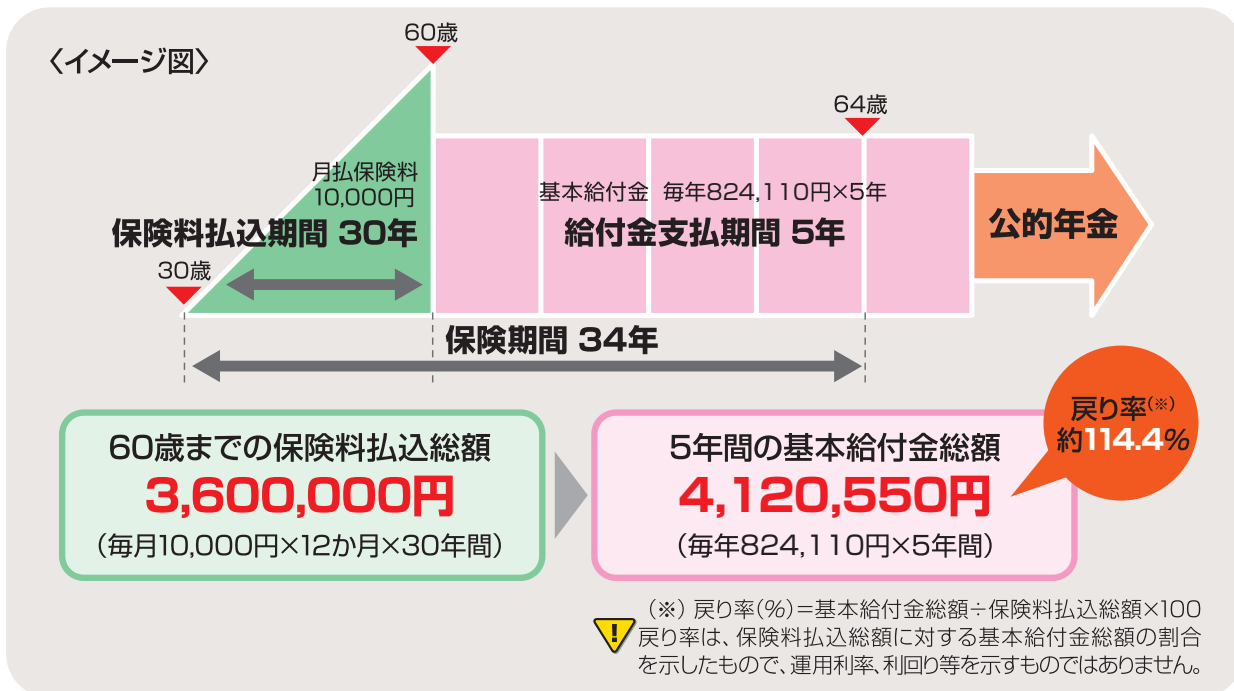
つなぎ資金プラン (60歳から5年間基本給付金受取)

このような方におすすめです!

- 昭和36年4月2日以降に生まれた男性の会社員の方
- 昭和41年4月2日以降に生まれた女性の会社員の方
- 昭和36年4月2日以降に生まれた公務員の方
- 専業主婦の方 → 老齢基礎年金の受取開始は原則として65歳からとなります。

ご契約例

●ご契約年齢30歳 / 月払保険料10,000円 / 5年確定型・定額払(60歳保険料払込終了・60歳基本給付金受取開始)



補償範囲

ケガにより亡くなられた場合または重度後遺障害を被られた場合(死亡保険金、重度後遺障害保険金)

契約時保険金額	保険料払込最終年度以降保険金額
663,000円	4,419,000円

(注)ご契約時の保険金額は、保険料払込最終年度以降の保険金額の15%相当額で、保険料払込期間の保険金額は保険料払込最終年度まで1年ごとに増えていきます。それ以降は、保険期間終了時まで一定の金額になります。

月払保険料 10,000円

5年確定型・定額払(60歳保険料払込終了・60歳基本給付金受取開始)

保険始期時の被保険者年齢	基本給付金	保険料払込総額	基本給付金総額	保険料払込最終年度以降保険金額
25歳	987,220円	4,200,000円	4,936,100円	5,294,000円
30歳	824,110円	3,600,000円	4,120,550円	4,419,000円
35歳	668,090円	3,000,000円	3,340,450円	3,583,000円
40歳	520,270円	2,400,000円	2,601,350円	2,790,000円
45歳	369,940円	1,800,000円	1,849,700円	2,000,000円

「THE 미래の積立保険」の3つの特長

- 1. 安心の確定型!** ●給付金支払期間中は、毎年、ご契約時に決めた基本給付金をお支払いします。
- 2. お客さまのライフプランにあわせた保険設計が可能!** ●ライフプランにあわせて上記以外の保険料払込期間、給付
- 3. ご契約時から最終の基本給付金支払日まで、万一のケガによる死亡・重度後遺障害を補償します!**

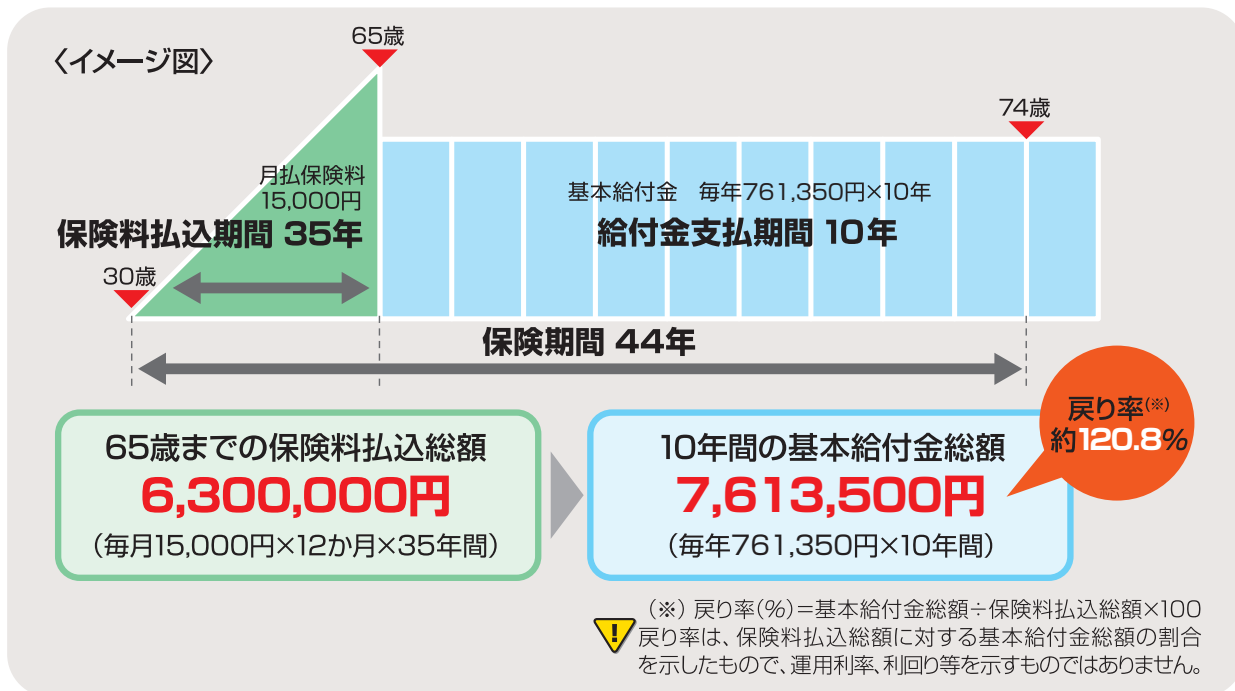
ゆとり資金プラン (65歳から10年間基本給付金受取)

このような方におすすめです!

- 自営業の方 → 国民年金基金に加入していない方は、老齢基礎年金(年額約78万円(平成25年10月時点))しか受け取れません。
- 専業主婦の方 → 過去に厚生年金に加入していても、加入期間に応じた老齢厚生年金しか受け取れません。
- 将来ゆとりのある生活を送りたい方

ご契約例

●ご契約年齢30歳/月払保険料15,000円/10年確定型・定額払(65歳保険料払込終了・65歳基本給付金受取開始)



補償範囲

ケガにより亡くなられた場合または重度後遺障害を被られた場合(死亡保険金、重度後遺障害保険金)

契約時保険金額	保険料払込最終年度以降保険金額
1,187,000円	7,911,000円

(注)ご契約時の保険金額は、保険料払込最終年度以降の保険金額の15%相当額で、保険料払込期間の保険金額は保険料払込最終年度まで1年ごとに増えていきます。それ以降は、保険期間終了時まで一定の金額になります。

月払保険料 15,000円

10年確定型・定額払(65歳保険料払込終了・65歳基本給付金受取開始)

保険始期時の被保険者年齢	基本給付金	保険料払込総額	基本給付金総額	保険料払込最終年度以降保険金額
25歳	892,500円	7,200,000円	8,925,000円	9,274,000円
30歳	761,350円	6,300,000円	7,613,500円	7,911,000円
35歳	635,550円	5,400,000円	6,355,500円	6,604,000円
40歳	515,220円	4,500,000円	5,152,200円	5,354,000円
45歳	401,220円	3,600,000円	4,012,200円	4,169,000円

金支払期間の設定が可能です。●保険料払込期間終了後、すぐに給付金のお受け取りを開始せず最長5年まで据置くこともできます。

年金払積立傷害保険「THE 미래の積立保険」

給付金について

基本給付金	増額給付金	加算給付金
<p>ご契約時に決めた基本給付金額をいい、毎年保険証券記載の給付金支払日（保険期間初日の毎年の応当日。以下同様とします。）にお支払いします。なお、次の2種類のお支払方法があります。</p> <p>定額払……………第1回基本給付金額と同額を毎回お支払いします。</p> <p>定額てい増払…初回は、第1回基本給付金額をお支払いし、第2回以降は、前回の基本給付金額に第1回基本給付金額の5%相当額を加算した金額をお支払いします。</p>	<p>お払い込みいただいた保険料のうち、積立部分の保険料は、当社が責任をもって運用し、給付金支払開始日までの運用利回りが、所定の期間^(※)を通算して予定の利回りを超えた場合に、当社所定の方法で計算してお支払いする契約者配当金を増額給付金として基本給付金に加算して、お支払いします。</p> <p>(※) 所定の期間とは、給付金支払開始日までの期間が10年を超える場合は、10年ごとに、また10年未満の端年数がある場合は、その期間をいいます。</p>	<p>給付金支払開始日以降に、積立部分の運用利回りが所定の期間^(※)を通算して予定の利回りを超えた場合に、当社所定の方法で計算してお支払いする契約者配当金を加算給付金として基本給付金および増額給付金に加算してお支払いします。</p> <p>(※) 所定の期間とは、給付金支払開始日からその給付金支払日までの期間が10年を超える場合は、10年ごとに、また10年未満の端年数がある場合および10年を超えない場合は、その期間をいいます。</p>

- (注1) 積立部分の保険料の運用利回りが所定の期間を通算して予定の利回りを超えなかった場合、増額給付金または加算給付金はお支払いしません。
- (注2) 基本給付金は一括してお支払いすることはできません。一括でお受取りになりたい場合はご契約は解約となります。
- (注3) 給付金お支払い開始後、ご契約が解除または失効（保険金のお支払いによりご契約が終了した場合を除きます。）となった場合は、残りの給付金の積立金相当額（給付金現価）を一括してお支払いします。
- (注4) 死亡保険金をお支払いした場合、または、同一保険年度内に生じた事故で重度後遺障害のその保険年度保険金額の全額をお支払いした場合は、その原因となった傷害事故が発生した時点でご契約は終了し、給付金はお支払いしません。また、給付金支払開始後であっても、翌保険年度以降の給付金はお支払いしません。
- (注5) 給付金を年2回、4回、6回に分割してお支払いすることもできます。

保険金について

	お支払いする場合	お支払いする保険金の額	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<p>保険期間中に、被保険者^(※1)が事故^(※2)によるケガ^(※3)のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合</p>	<p>事故が生じた保険年度^(※4)に適用される死亡・重度後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p>	<p>①故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ②酒気を帯びた状態での運転、無資格運転をしている間に生じたケガまたは麻薬等の影響下での運転中のケガ ③脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ④妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置 ⑤ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦中（職務として操縦する場合を除きます。）またはスカイダイビング等の危険な運動を行っている間のケガ ⑥頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの（原因がいかなる場合であってもお支払いしません。） ⑦自動車、原動機付自転車等による競技、競争もしくは興行（いずれも練習を含みます。）等の間のケガ ⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ⑨戦争、暴動（テロ行為^(※5)を除きます。）等によるケガ</p>
重度後遺障害保険金	<p>保険期間中に、被保険者が事故によるケガのため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害を被られた場合</p>	<p>後遺障害の程度に応じて、事故が生じた保険年度に適用される死亡・重度後遺障害保険金額の78%～100%をお支払いします。</p>	<p>など</p>

- (※1) 保険の対象となる方をいいます。以下同様とします。
- (※2) 交通事故やその他「急激かつ偶然な外来の事故」をいいます。
- (※3) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。以下同様とします。
- (※4) 保険年度とは、初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。以下同様とします。
- (※5) テロ行為とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
- (注1) 死亡保険金のお支払いに際し、その原因となった事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故によるケガに対して、既にお支払いした重度後遺障害保険金がある場合は、保険金額からその金額を差し引いた額をお支払いします。
- (注2) お支払いする重度後遺障害保険金は、同一の保険年度に生じた事故によるケガに対して、既にお支払いした重度後遺障害保険金がある場合は、保険金額からその金額を差し引いた額を限度にお支払いします。
- (注3) 給付金を年2回、4回、6回に分割してお受取りになる場合でも、「給付金支払日」は保険期間の初日応当日となります。また、最終の給付金支払日午後4時以降は、給付金を分割してお受取り中でも、保険期間外となります。
- (注4) 保険期間の初年度の保険金額は、保険料払込期間の最終年度の保険金額の15%相当額とし、以後、第2保険年度から保険料払込期間の最終年度までの保険金額は、下記の算式のとおり、1年ごとに増します。

[第2保険年度から保険料払込期間の最終年度までの保険金額]

$$\text{第1保険年度の保険金額} + \frac{(\text{給付金支払開始時の保険金額} - \text{第1保険年度の保険金額}) \times (\text{経過期間} - 1)}{(\text{保険料払込期間} - 1)}$$

税務の取扱いについて

(平成25年11月現在)

解約返れい金	給付金
<p>一時所得扱いとなります。</p> <p>* 保険始期日から2年以内に前納（未払込保険料を一括して払い込んでいただくこと）したご契約で保険始期日から5年以内に解約する場合は、源泉分離課税扱いとなります。</p>	<p>(1) 毎年の給付金のうち、所定の計算式により、算出された額が雑所得として課税されます。(以下(2)の源泉徴収された場合を含めて、確定申告の対象です。)</p> <p>(2) 毎年の給付金について、課税対象額^(※1)が25万円以上となる場合は、法定の税額^(※2)を当社が源泉徴収し、残額をお支払いします。</p> <p>(※1) 課税対象額 = 給付金年額 - $\left(\frac{\text{給付金年額} \times \text{払込保険料合計額}}{\text{給付金見込総額}} \right)$</p> <p>(※2) 課税対象額の10%（「非居住者」は20%）となります。 なお、平成25年分から平成49年分までは、復興特別所得税が付加され、10.21%（「非居住者」は20.42%）となります。</p>

お払い込みいただいた保険料は、個人年金保険料控除の対象となりません。

- (注1) ご契約者と給付金受取人が異なる場合、上記給付金支払時の課税とは別に、給付金支払開始時に給付金受取人に対し、贈与税が課税されますのでご注意ください。なお、毎年の給付金についての税務は上記給付金支払時の取扱いと異なりますので、詳細については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- (注2) 税務の取扱いは、今後の税制改正によっては変更となる場合がありますのでご注意ください。

- 「THE 未来の積立保険」は、年金払積立傷害保険のペットネームです。
- 本保険契約には、「年金払積立傷害保険普通保険約款」が適用されます。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、ご契約の際は必ず重要事項等説明書をご確認ください。
- ご契約の際には、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。また、ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこのパンフレットに記載されている内容をお伝えください。

のご契約にあたっての重要事項のご説明

ご契約の申込みにあたって

- ご契約者について**
個人のみのお引受けになります。
- 被保険者の年齢について**
1. 被保険者は、保険始期時における満年齢が16歳以上65歳未満の方にかぎりあります。
2. 給付金支払開始日における満年齢が50歳以上75歳未満、かつ、保険期間満了日における満年齢が81歳未満となるようにご加入ください。
- 給付金受取人について**
■給付金受取人は、ご契約者または被保険者のいずれかをご指定ください。特にご指定がない場合は、ご契約者となります。
■給付金支払開始日においてご契約者と給付金受取人が異なる場合は、給付金支払開始日に、ご契約上の権利および義務がご契約者から給付金受取人に移転します。
- 契約締結時における注意事項**
申込みの際は、保険契約申込書の記載事項に誤りがないかご確認ください。ご契約者または被保険者には、告知事項について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
(注)年金払積立傷害保険の場合、告知事項は「他の保険契約等」(*)の加入状況をいいます。
(※)傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険、年金払積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 保険料領収証について**
保険料の払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。
なお、このご契約について、取扱代理店が金融機関(*)である場合、お客さまからの保険料領収証の発行のご請求がないときは、保険料領収証の発行を省略します。
また、団体扱・集団扱でご契約の場合もしくは口座振替による保険料の払込みの場合も保険料領収証の発行を省略します。
(※)金融機関とは、銀行(都市銀行・信託銀行・地方銀行・第二地方銀行等)や信用金庫、信用組合等をいいます。
- 団体扱・集団扱でご契約の場合の注意点について**
(1)所属されている企業・集団での当社のご契約者数が10名未満になったときは、団体扱特約および集団扱特約が解除されることがあります。この場合、その保険年度の未払込保険料を一括してお払いいただくほか、翌保険年度以降の保険料および払込方法が変更になります。
(2)団体扱契約・集団扱契約としてご契約いただけるのは、団体・集団等と当社の間で集金事務の委託契約を交わしている場合で、ご契約者および被保険者がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

	ご加入条件(団体扱・集団扱の対象となる方)	ご注意	団体扱・集団扱の対象とならない方の例
ご契約者 右記に該当する方ご本人のみが対象となります。(ご家族等は対象外)	団体扱 団体(企業等)に勤務し、その団体から毎月給与の支払を受けている方(ご本人) (*) など	● 団体から給与の支払を受けていない方(ご家族、他団体からの出向者、派遣の方等) ● 団体に勤務していない方(ご家族、取引業者、下請業者等) ● 団体に引き続き雇用される期間が1年未満の方(アルバイト・臨時雇の方等) ● 【団体の制度で退職者が対象となっていない場合】団体を退職された方 (*) など	● 団体から給与の支払を受けていない方(ご家族、他団体からの出向者、派遣の方等) ● 団体に勤務していない方(ご家族、取引業者、下請業者等) ● 団体に引き続き雇用される期間が1年未満の方(アルバイト・臨時雇の方等) ● 【団体の制度で退職者が対象となっていない場合】団体を退職された方 (*) など
	集団扱 次のいずれかに該当する方 ・ 集団の構成員(役員・従業員を含みます) ・ 集団を構成する集団の構成員(役員・従業員を含みます) ・ 集団		
被保険者 ご家族等の場合、ご契約者との関係にご注意ください。	次のいずれかに該当する方 ・ ご契約者ご本人 ・ ご契約者の配偶者 ・ ご契約者またはその配偶者の同居の親族 ・ ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族	● 別居の結婚しているお子さま ● 別居の扶養していないご父母 ● 別居の就職しているお子さま など	

(※) 団体によっては、退職者や系列会社に勤務されている方等も対象となる場合があります。
(注1) 集団扱契約の場合は、原則として別途集団扱要件ご確認のお願いをしています。
(注2) ご加入条件の詳細は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

- 保険証券について**
保険証券は、保険金、給付金および解約返れい金をお支払いする際に必要となりますので、大切に保管してください。なお、ご契約締結後1か月経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。
- 個人情報の取扱いについて**
当社は、保険契約に関する個人情報、保険契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、当社の公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または当社までお問い合わせ願います。
- 保険会社破綻時の取扱い(平成25年11月現在)**
1. 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金、給付金

および解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
2. この保険については、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金、給付金および解約返れい金等の9割(*)までが補償されます。
(※) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、補償割合が追加で引き下げとなる場合があります。また、経営破綻時以降、ご契約に適用される積立部分の予定利率等が変更される可能性があり、その場合は給付金および解約返れい金等が上記補償割合を下回ることになります。
なお、今後の法改正等によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

●**クーリングオフ(契約申込みの撤回等について)**
ご契約のお申込み後であっても、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。なお、次のご契約は、クーリングオフはできませんのでご注意ください。
(**クーリングオフできないご契約**)
① 営業または事業のためのご契約 ② 法人または社団・財団等が締結したご契約 ③ 質権が設定されたご契約 ④ 保険金請求権または給付金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約 など
ご契約のお申し込みにあたっては、必ず「クーリングオフ説明書」をお渡ししますので、十分ご確認のうえ、保険契約申込書にご捺印ください。

ご契約後にご注意いただくこと

- 契約締結後における留意事項**
1. 住所または通知先を変更された場合
保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または当社までご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせや案内ができないこととなります。
2. 上記以外のご契約内容の変更を希望される場合
ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または当社までご通知ください。ただし、保険料・基本給付金額の変更を伴うご契約内容の変更(保険料払込方法の変更を除きます。)はご加入時から2年以内は取扱いできません。また、これ以外の場合でもご契約内容の変更を取扱いできない場合があります。
3. 重大事由による解除等について
保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合やご契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
4. 被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について
被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または当社までご通知ください。解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

- 解約返れい金について**
給付金支払開始日以前、ご契約を解約される場合は、保険料を払い込んだ年月数および経過期間に応じて計算した返れい金をご契約者にお支払いします。また、給付金支払開始日以後、保険期間中に、ご契約を解約される場合は、その時における将来の保険期間中に支払われる基本給付金に於いて計算した返れい金を給付金受取人にお支払いします。解約返れい金の額は、ご契約内容および解約時期により異なり、多くの場合、払い込まれた保険料を下回ります。解約返れい金の額等の詳細については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- ご契約の失効、解約または解除の場合の契約者配当金について**
10年経過以降給付金支払開始日までの間にご契約が終了、失効または解除された場合でも、ご契約時から給付金支払開始日までの期間が10年を超えるご契約については、積立部分の保険料の運用利回りが10年間ごとに通算して予定の利回りを超えていれば、当社所定の方法で計算した10年間経過ごとの契約者配当金を合算してお支払いします。
(注) 積立部分の保険料の運用利回りが所定の期間を通算して予定の利回りを超えなかった場合、契約者配当金はお支払いしません。
- 契約者貸付制度について**
ご契約は有効なまま、5万円以上をご用立てする貸付制度があります。
(注) ご用立てできる金額は、当社の定める範囲内となります。また、質権等が設定されたご契約および原則として保険期間の初日から2か月以内または給付金支払開始日直前5か月以内のご契約については、ご用立てできません。

- 保険料の自動振替(振替貸付)について(年払・半年払・月払の場合)**
保険料が払込猶予期間(*)までに払い込まれない場合であらかじめ反対のお申し出がないときは、払い込み済みの保険料の一定の範囲内で未払保険料充当分の自動振替(振替貸付)をします。ただし、貸付金額に対しての利息をいただきます。なお、「保険料の振替貸付の不適用に関する特約」をセットする場合は、上記にかかわらず、保険料の自動振替(振替貸付)は行われません。払込猶予期間(**)までに保険料の払込がない場合、ご契約は払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
(※1) 保険料払込期日の属する月の翌月末日をいいます。
(※2) 故意により払い込みが遅延した場合等を除き、保険料払込期日の属する月の翌々月の25日までの期間をいいます。

- 給付金支払開始前の留意点**
給付金支払開始日の前日までに自動振替(振替貸付)をした保険料および契約者貸付の元本と利息の合計額が返済されなかった場合は、基本給付金額を減額することにより返済いただきます。この場合、減額した後の基本給付金額が10万円に満たない場合は、給付金支払開始日にご契約は解除になります。
- 前納の取扱いについて**
保険期間の途中における保険料の前納(未払込保険料を一括して払い込んでいただくこと)のお取扱いはできませんのでご了承ください。(団体扱・集団扱契約の退職・脱退の場合を除きます。)
- 給付金支払開始日直前の保険料について**
月払または団体扱・集団扱契約の給付金支払開始日直前の保険料の払込みについては、手続き(口座振替の場合は口座引落し)を停止し、第1回給付金から差し引いて保険料の払込みに充当します。ただし、据置期間を設定しているご契約については、保険料払込最終回目まで毎月領収します。
- 代理店の役割について**
取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

THE のサポート体制

ご契約から事故対応のアドバイスまで当社がトータルにサポートします。

商品に関するお問い合わせ

カスタマーセンター ◆おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午前9時～午後8時
土・日・祝日：午前9時～午後5時（12月31日～1月3日は休業）

0120-888-089

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

万一、事故にあわれたら

- 事故が発生した場合は、ただちに当社、取扱代理店または事故サポートセンターまでご通知ください。事故の発生日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち当社所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できる場合があります。

事故サポートセンター ◆おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 24時間365日

0120-727-110

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関) ◆おかけ間違いにご注意ください。

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人 日本損害保険協会 「そんぽADRセンター」】



0570-022808 〈通話料有料〉

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

【受付時間】 平日：午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

お客さま向けインターネットサービス

マイページ こんな便利な機能が使えます。

◆契約内容・代理店の連絡先のご照会 ◆住所・電話番号のご変更手続き ◆お取引のある代理店への保険相談

(注) マイページは、個人のお客さま専用のサービスです。また、マイページの各種機能は、ご契約の内容によっては対象外の場合があります。マイページについては当社公式ウェブサイトをご覧ください。



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03-3349-3111
URL <http://www.sjnk.co.jp/>



株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03-3349-3111
URL <http://www.sompo-japan.co.jp/>

お問い合わせ先